さまざまな国からも表現規制案が!

どうなる新サイバー犯罪 条約の行方!

2022年6月8日版 山田太郎事務所 V2

今日のトピック

ネット依存・ゲーム障害

インターネット依存に関する政府の公式見解①

- (1) <u>厚生労働省は、「厚生労働省研究班から病的なインターネット依存が疑われる中高生が 93 万人に上る</u> との調査結果の公表」がなされた事実があると認識しているのか否か、お教え願います。
- (2) 厚生労働省において上記(1)の事実があると認識している場合、①どのような研究結果に基づき、②その研究結果のどの記載をもとに、③誰が、④いつ、「病的なインターネット依存が疑われる中高生が93万人に上る」と公表したのかをお教え願います。
- → ご指摘の研究は、厚生労働科学研究「飲酒や喫煙等の実態調査と生活習慣病予防のための減酒の効果的

な介入方法の開発に関する研究」(代表者:尾崎米厚・鳥取大学医学部教授)を指すものと認識しております。この研究の中で、「インターネットの過剰使用」についても調査が行われております。

「93 万人」という数値については、平成 30 年 8 月 31 日に研究者の考えで推計値を算出し公表された

ものと承知しております。

インターネット依存に関する政府の公式見解②

③ 厚生労働省において上記(1)の事実がないと認識している場合、静岡県等の自治体において誤解に基づいた政策決定が行われていることになるので、そのような事実はない旨の公式見解を発表をお願いいたします。

→ ご指摘の静岡県公式ホームページに関しましては、<mark>静岡県に対し、正確な研究成果内容を共有させて</mark>

<mark>いただく予定</mark>です。

(健康局健康課)

インターネット依存に関する政府の公式見解②:参考



静岡県教育委員会

"ふじのくに"の未来を担う「有徳の人」づくり









学校教育



社会教育



採用・試験



計画・統計



教職員

更新日:令和3年8月12日



ネット依存対策推進事業

平成30年8月、厚生労働省研究班から病的なインターネット依存が疑われる中高生が93万人に上るとの調査結果の公表があり、さらに令和元年5月には、WHOがゲーム障害を疾病として止式に認定しました。このような状況を踏まえ、静岡県教育委員会では、医療関係者等との連携により、ネット依存対策推進事業に取り組んでいます。

有害情報環境対策

- <u>静岡県のケータイ・ス</u> マホルール
- ケータイ・スマホルー

インターネット依存に関する政府の公式見解③

- (4) いわゆる「厚生労働省研究班」とは何かお教え願います。また、厚生労働省と「厚生労働省研究班」と はどのような関係か、「厚生労働省研究班」の研究結果お教え願います。
- → 厚生労働科学研究とは、厚生労働行政において行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図るために行われる研究です。

厚生労働省は、科研班に対して補助を行いますが、<mark>厚生労働科学研究における成果は、研究班に帰属</mark>します。

ご指摘の「「厚生労働省研究班」の研究結果」については、別添のとおりです。

(健康局健康課)

インターネット依存に関する政府の公式見解③:参考

厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 総括・分担研究報告書

飲酒や喫煙等の実態調査と生活習慣病予防のための減酒の効果的な介入方法の開発に関する研究

研究代表者 尾崎 米厚 (鳥取大学医学部社会医学講座環境予防医学分野教授)

研究要旨

2017年度にわが国の中高生の飲酒及び喫煙行動を明らかにするための全国調査を実施した。中高生の飲酒頻度および喫煙頻度は前回調査と比較しても減少していた。週飲酒率、月喫煙率、毎日喫煙率は、極めて頻度が低くなっていた。飲酒者の中に多量飲酒者やビンジ飲酒者(機会大量飲酒者)が一定割合含まれていること、多くの飲酒者や喫煙者がアルコールやタバコを自ら購入できていること、ノンアルコール飲料の使用頻度が高いこと、中高生がアルコールハラスメントの被害を受けていること、新型タバコの頻度が紙巻タバコに近いくらいあること、値段・年齢確認・自販機の制限は入手困難性を上げていると考えられたこと、受動喫煙の曝露頻度が高く家庭外での頻度が減っていないこと、睡眠障害の頻度が相変わらず高いこと、インターネットの過剰使用の割合が大きく増加したこと等が結果の特徴であった。

アルコールの健康影響に関する論文のレビューを行い、多くのエビデンスレベルの高いレビューを収集した。

平成30年度から実施する減酒指導のプログラムに活用するように、エビデンスのあるブリーフインターベンションに関する資料を収集して、わが国に適した介入プログラムの開発の基礎資料とした。

インターネット依存に関する政府の公式見解4)

6月6日にご依頼いただきました「調査依頼」への回答について

令和4年6月8日 厚 生 労 働 省

(5) 厚生労働省は、厚生行政の対象に「インターネット依存」への対策が含まれているとの認識か否かお教え願います。

(回答)

〇 国民の健康に係る課題は厚生行政の対象ですが、「インターネット依存」については定義がされていないため、お答えすることが困難です。なお、厚生 労働省において対策を行っている疾病としての依存症には、「インターネット 依存」は含まれないものと考えています。

> (社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室) (健康局健康課)

インターネット依存に関する政府の公式見解⑤

- (6) 厚生労働省における「インターネット依存」の定義についてお教え願います。
- (7)厚生労働省は、「インターネット依存」を疾病や精神障害であると認識しているのか否かお教え願います。
- (8) WHO において「インターネット依存」が疾病や精神障害であると認識されているのか否かお教え願います。

(回答)

- 〇 厚生労働省では、「インターネット依存」について定義しておりません。
- 厚生労働省では、「インターネット依存」を疾病や精神障害であると認識しておりません。
- O WHOが「インターネット依存」についてどのように認識しているかは把握しておりません。

(社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室)(健康局健康課)

インターネット依存に関する政府の公式見解⑥

(10) 厚生労働省は、「インターネット依存」もしくは「インターネット依存が 疑われる」人数についてどのように把握しているのか。また、それを把握す るための調査を行ったことがあるか否か、ある場合にはその結果もお教え 願います。

(回答)

- 「インターネット依存」もしくは「インターネット依存が疑われる」人数に ついて把握しておらず、そのための調査は実施しておりません。
- 〇 なお、「インターネットの過剰使用」については、健康局健康課より回答いたしました(1)と(2)でお答えしたとおりです。

(社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室)(健康局健康課)

ゲーム障害に関する政府の公式見解

(11) 厚生労働省として「ゲーム障害」もしくは「ゲーム障害が疑われる」人数 についてどのように把握しているのか。また、それを把握するための調査を 行ったことがあるか否か、ある場合にはその結果もお教え願います。

(回答)

○ 「ゲーム障害」もしくは「ゲーム障害が疑われる」人数について把握してお らず、そのための調査は実施しておりません。

(社会·援護局障害保健福祉部精神·障害保健課依存症対策推進室)

インターネット依存に関するWHOの見解

ICD-11に「インターネット依存(もしくはインターネット障害)」が収載されなかった理由

(回答原文)

1. However, other potential disorders due to addictive behaviours such as "internet use disorder" or "smartphone use diso rder" or "shopping disorder" etc were considered, but not included in ICD 11 as having yet insufficient evidence for their inclusion in ICD 11 as a clearly defined health disorders and diagnostic entities. (仮訳)

しかしながら、"internet use disorder"、"smartphone use disorder"、"shopping disorder"などのような addictive behaviours に依る他の潜在的な disorder は、ICD 11 には含まれていません。明確に定義された健康上の disorder 及び診断 実体 として ICD 11 に含めるには、まだ エビデンスが不十分 だからです。

(回答原文)

2. Internet use, including SNS and smartphone use. It was discussed, but not included on the grounds of insufficient evidence for defining this behaviour as a diagnosable clinical condition with defined boundaries applicable in different cultures and settings.

(仮訳)

SNS やスマートフォンの使用を含むインターネット使用について。この件については検討されましたが、異なる文化や環境に適用できる定義領域を持つ診断可能な臨床状態と定義するには、エビデンスが不十分なため、含まれませんでした。

刑法175条

レク:警察庁(刑法175条関連)

●以下は警察庁からの回答です

Q:警察から出版社に「ノリ修正」を認めないと通告したのか?

A: 承知していない。

Q:わいせつ性は地域で変わるのか?

A:地域性はない。



漠然不明確かつ都道府県警ごとに違う わいせつ基準は、あってはならない!

インターネット・ホットラインセンター: IHC

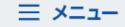


インターネット・ホットラインセンター

English

INTERNET HOTLINE CENTER JAPAN





HOME > インターネット・ホットラインセンターへの通報フォーム

インターネット・ホットラインセンターへの通報フォーム

カテゴリ: **わいせつ・アダルト**



性器が明らかに確認できる無修正画像やそれに近い画像が掲載されている場合をいいます (ただし、学術・医学・芸術目的で掲載されている場合は含みません)。



● 殺人・爆破・自殺予告など緊急に対応が必要な情報は、警察に110番通報してください。

IHCがわいせつ関連の違法情報と判断した件数

	H28	H29	H30	R1	R2
わいせつ電磁的記録記録媒体陳列	27,797	12,589	30,085	17,201	40,074
児童ポルノ公然陳列	3,182	1,752	2,422	1,706	3,048

今日の特集

1月13日配信 2022年どうなる? 表現の自由 外圧編より

2022年 表現の自由に関する動向 (外圧編)

2022年 表現の自由に関する動向

1月13日配信 2022年どうなる? 表現の自由 外圧編より

女子差別撤廃条約

昨年2021年に日本が提出した実施状況(第9回報告)に ついて対面審査と最終見解

サイバー犯罪条約

サイバースペースの利用を規制する国際条約の草案について今年2022年1月から協議を開始

インターポール決議

エンドツーエンド暗号化に懸念を表明し、加盟国のプロバイダー が執行機関の法的要求に対応できるよう要請する決議

欧州委員会規則

企業が児童の性的虐待を検出、報告、削除することを義務化 する規則を提案予定

Equality Now

オンラインでの性的搾取・虐待についてグローバルスタンダードに 沿った国内法を制定する等の基準を提唱

新サイバー犯罪条約を巡る動き

新サイバー犯罪条約をめぐる動き

2019年12月 国連総会決議74/247

「犯罪目的でのICTの利用に対処するための国際条約」策定のためのアドホック委員会設立が決定

(international convention on countering the use of information and communications technologies for criminal purposes)

2021年5月10~12日 組織会合開催

同決議等に基づき、同委員会のモダリティ等を決定する会合が開催

2021年5月26日 国連総会決議案が採択(決議75/282)

組織会合の結果も踏まえた同委員会のモダリティ等に関する国連総会決議案を採択2023年の総会でサイバー犯罪対策条約案を提出することに

2022年2月28日~3月11日 第1回アドホック委員会@NY

同決議に基づき、2022年1月から、実質的な条約交渉が開始される予定であったが、 新型コロナ感染症の影響を受けて予定を変更

2022年5月30日~6月10日 第2回アドホック委員会@ウィーン

暫定議題によれば、犯罪化に関する規定や一般規定、手続き上の措置および 法執行に関する規定等が議論されることになっている

2023年9月 第78回国連総会に草案を提出(予定)

背景:ブダペスト条約派と新条約推進派の対立

サイバー犯罪に関する国際約束としては、既に、日米欧州諸国等が締結している欧州評議会策定の ブダペスト条約が存在。

ブタペスト派 (新条約反対派)

日米欧州諸国中心の表現の自由確保派

- ①普遍性を有している
- ②新たな形態のサイバー犯罪にも対処可能である
- ③サイバー犯罪に対処するためには国境を越えるデータアクセスを認めることも必要である

ブタペスト条約の普遍化を主張

新条約推進派

ロシア・中国を中心とした規制強化派 ベラルーシ、カンボジア、イラン、ミャンマー、ニカラグア、シリア、ベネズエラ

- ①地域条約に過ぎない
- ②時代遅れの内容である
- ③国境を越えるデータアクセスに関する規定は主権侵害である

新条約策定を主張

日本は反対

反対 60

棄権 33

無投票 21

賛成 79

2019年12月 国連総会決議74/247、賛成79・反対60で可決・採択

現行サイバー犯罪条約 (ブダペスト条約)

サイバー犯罪条約の概要

サイバー犯罪に関する条約 (Convention on Cybercrime: 通称ブダペスト条約)

○サイバー犯罪の防止及び抑止を目的として、違法なアクセス等コンピュータに関連して行われる一定の行為の犯罪化、捜査手続の整備、国際協力の諸手続を定める。

2001年11月 ハンガリー・ブダペストにて署名式開催 (我が国は他のG7諸国とともに署名)

2004年 4月 国会で条約の締結につき承認

2004年 7月 条約発効

2011年 6月 我が国で国内担保法が成立

2012年 7月 我が国が条約締結の受諾書を欧州評議会事務総長に寄託(アジア初の締約国)

2012年11月 条約が我が国について効力発生

2022年 3月現在 締約国66か国 (G7等)

国境を越えたサイバー犯罪の防止・抑止のための国際的枠組み

刑事実体法(犯罪化)

違法なアクセス・傍受、コンピュータ・システムの妨害、ウイルス製造等の犯罪化

刑事手続法 (捜査手段の整備等)

コンピュータ・データの保全、提出命令、 捜索、押収等の手続

国際協力

捜査共助、犯罪人引渡し等

サイバー犯罪条約の活用による国際社会の平和と安定及び我が国の安全保障の実現

○2021年9月**サイバーセキュリティ戦略**「サイバー犯罪対策については、サイバー犯罪に関する条約等既存の国際的枠組み等を活用し、条約の普遍化及び内容の充実化を推進するとともに、・・・サイバー空間における法の支配及び一層の国際連携を推進する。」

出典:外務省資料より

サイバー犯罪条約に関する質問主意書(答弁書)のポイント

国際約束上の 児童ポルノの 定義に関する 質問主意書 答弁書 (2016年3月8日) 我が国が締結している国際約束において、児童の売買、児童買春及び 児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書及びサイ バー犯罪に関する条約のほかに「児童ポルノ」について定義しているもの はないと承知

我が国は、**およそ実在しない児童を描写した児童ポルノ**について、<u>児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書に規定する義務を負う</u>ものではない。

我が国は、**およそ実在しない児童を描写した児童ポルノ**について、<u>サイ</u>バー犯罪条約に規定する義務を負うものではない。

現行のサイバー犯罪条約

留保(9Ⅳ、42)※

いずれの国も、欧州評議会事務局長にあてた書面による通告により、特定の条に定める留保を付する旨を宣言することができる。

児童ポルノに関する留保

サイバー犯罪条約に規定する「児童ポルノ」には、およそ実在 しない児童を描写したものを含む(9条2b及び c)

↓ しかし

我が国は、サイバー犯罪条約に関して、児童ポルノ禁止法第7条の犯罪に該当する行為以外の行為については、条約9条1d及びe並びに2b及びcの規定を適用しない権利を留保している。

↓ したがって

<u>我が国は、およそ実在しない児童を描写した児童ポルノについて、</u> サイバー犯罪条約に規定する義務を負うものではない。
※

現行:サイバー犯罪条約(児童ポルノ関連)

第9条 児童ポルノに関連する犯罪

- 1 締約国は、権限なしに故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
 - a コンピュータ・システムを通じて頒布するために児童ポルノを製造すること。
 - b コンピュータ・システムを通じて児童ポルノの提供を申し出又はその利用を可能にすること。
 - c コンピュータ・システムを通じて児童ポルノを頒布し又は送信すること。
 - d 自己又は他人のためにコンピュータ・システムを通じて児童ポルノを取得すること。
 - e コンピュータ・システム又はコンピュータ・データ記憶媒体の内部に児童ポルノを保有すること。
- 2 1の規定の適用上、「児童ポルノ」とは、次のものを視覚的に描写するポルノをいう。
 - a 性的にあからさまな行為を行う未成年者
 - b 性的にあからさまな行為を行う未成年者であると外見上認められる者
 - c 性的にあからさまな行為を行う未成年者を表現する写実的影像
- 3 2の規定の適用上、「未成年者」とは、18歳未満のすべての者をいう。もっとも、締約国は、より低い年齢(十六歳を下回ってはならない。)の者のみを未成年者とすることができる。
- 4 締約国は、1d及びe並びに2b及びcの規定の全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。
 - ※ 下線部分は留保ができる規定
 - ※ 赤字は非実在児童ポルノ規制に関する規定



現行:サイバー犯罪条約(児童ポルノ関連)…英語原文

Article 9 – Offences related to child pornography

- 1 Each Party shall adopt such legislative and other measures as may be necessary to establish as criminal offences under its domestic law, when committed intentionally and without right, the following conduct:
 - a producing child pornography for the purpose of its distribution through a computer system;
- b offering or making available child pornography through a computer system;
- c distributing or transmitting child pornography through a computer system;
- d procuring child pornography through a computer system for oneself or for another person;
- e possessing child pornography in a computer system or on a computer-data storage medium.
- 2 For the purpose of paragraph 1 above, the term "child pornography" shall include pornographic material that visually depicts:
 - a a minor engaged in sexually explicit conduct
 - b a person appearing to be a minor engaged in sexually explicit conduct;
- c realistic images representing a minor engaged in sexually explicit conduct;
- 3 For the purpose of paragraph 2 above, the term "minor" shall include all persons under 18 years of age. A Party may, however, require a lower age-limit, which shall be not less than 16 years.
- 4 Each Party may reserve the right not to apply, in whole or in part, paragraphs 1, sub-paragraphs d and e, and 2, sub-paragraphs b and c

※ 太字かつ下線部分は留保ができる規定

※ 赤字は非実在児童ポルノ規制に関する規定

日本は _全て 留保__

現行サイバー犯罪条約 第9条 に関する留保の状況

① 第9条1 (d) 又は(e) の規定を留保している国

アルゼンチン デンマーク

イスラエル

日本

モンテネグロ

スリランカ

ウクライナ

② 第9条2 (b) 及び(c) の双方の規定を留保している国

アンドラ

アルゼンチン

チリ

アイスランド

日本

ペルー

スリランカ

英国

③ 第9条2(b)の規定のみ留保している国

デンマーク

フランス

ハンガリー

イスラエル

モンテネグロ

スイス

米国

新サイバー犯罪条約に関する アドホック委員会での議論

オーストラリア案(第二回セッション時提出:児童ポルノ関連)

オンラインでの児童の性的虐待および搾取に関連する犯罪草案

第A条 コンピュータシステムを通じた児童虐待資料

- 1 各締約国は、以下の行為を故意に(合法的な弁解なしに)行った場合、自国の国内法の下で 刑事犯罪として確立するために必要な立法措置及びその他の措置をとるものとする。
- a コンピュータ・システムを通じて児童虐待資料にアクセス、制御、送信、配布、提供、調達、制作、 または利用可能にすること もしくは
- b 1項(a)の行為に起因する児童虐待資料を所持していること
- 2 第A条において、「児童虐待資料」という用語には、

性的行為をしていると暗示されている、または性的行為を行っているように見える、または性的行為を行っている人物の存在下にある子供、または子供の表現を描写または説明する資料

(material that depicts or describes a child, or a representation of a child, who is implied to be, or appears to be engaging in sexual activities or in the presence of a person engaging in sexual activities)

主として性的目的による児童の性的部分の表現 若しくは

(any representation of the sexual parts of a child for primarily sexual purposes) 拷問、残虐、非人道的若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の犠牲者を描写し又は記述する (a victim of torture, cruel, inhumane, or degrading treatment or punishment) 資料を含むものとします。

議長作成の作業文書①-1(第二回セッション時提出)

N.オンライン児童性的虐待

提案1(省略)

(オーストラリア)

- 提案2 児童ポルノ関連犯罪/児童の性的搾取・虐待関連犯罪/コンテンツ関連犯罪
- 1. 各締約国は、故意にかつ無償で行われた次の行為を自国の国内法の下で犯罪として確立するために必要な立法措置及びその他の措置をとる。
 - (a) コンピュータ・システムを通じて配信する目的で、児童ポルノ/児童の性的搾取を制作すること。
 - (b) コンピュータ・システムを通じて児童ポルノ/児童の性的搾取を提供すること、または利用可能にすること。
 - (c) コンピュータ・システムを通じて児童ポルノ/児童の性的搾取を頒布または送信すること。
 - (d) 自分または他人のためにコンピュータ・システムを通じて児童ポルノ/児童の性的搾取を調達すること。
- (e) コンピュータ・システムまたはコンピュータ・データ記憶媒体において、児童ポルノ/児童の性的搾取を 所持すること。

(ブラジル、カナダ、カリコムを代表してジャマイカ、ロシア連邦、またベラルーシブルンジ、中国、ニカラグア、タジキスタンを代表して、南アフリカ、イギリス)

議長作成の作業文書①-2(第二回セッション時提出)

N.オンライン児童性的虐待

- 2. 上記1項において、「**児童ポルノ」とは、視覚的に以下を描写したポルノを含む**ものとする。
 - (a) 性的に露骨な行為に及んでいる未成年者
 - (b) 未成年と思われる者の性的に露骨な行為
 - (c) 未成年者が性的に露骨な行為に及んでいる様子を写したリアルな画像

(ブラジル、カリコムを代表してジャマイカ、ロシア連邦、またベラルーシ、 ブルンジ、中国、ニカラグア、タジキスタンを代表して南アフリカ、スイス、英国)

3. (略)

提案3 児童ポルノに関連する犯罪 (略)

提案4 児童のグルーミング、誘い出し (略)

提案5 ∼ 提案9 (略)

議長作成の作業文書②(第二回セッション時提出)

Z. 自殺の助長または強要

提案1

各締約国は、インターネットを含む情報通信ネットワークを通じた**心理的その他の圧力による自殺(未成年者を含む)の助長又は強要**を国内法上の犯罪として定めるために必要な立法その他の措置をとるものとする。

(ブラジル、ロシア連邦、また、ベラルーシ、ブルンジ、中国、ニカラグア、タジキスタンを代表して)

提案 2

また、各締約国は、次の行為を犯罪とするために必要な立法その他の措置を採るものとする。 インターネットを含む情報通信ネットワーク上で、直接の交流を通じて、または現代の技術や**電子ゲームを通じて、心理的またはその他の圧力により、未成年者を含む者に自殺を勧めたり強制したりすること**。 (エジプト)

日本のステートメント① (第二回セッション時提出)

1.2 表現の自由

- 1.2.1 サイバースペースにおける活動の犯罪化を検討する際には、国際人権条約を参照する必要がある。 新条約の下でどのような行為がサイバーを本質的要素としない犯罪として犯罪化されうるか、特に インターネット上の有害コンテンツに関連する行為の犯罪化について判断する際には、加盟国は、 表現の自由を守ることの重要性を忘れてはならない。
- 1.2.2 例えば、市民的及び政治的権利に関する国際規約第19条第2項では、表現の自由について、 "あらゆる種類の情報及び考えを、国境に関わりなく、口頭、書面若しくは印刷物、美術の形式又は 自己の選択するその他の媒体により求め、受け、及び伝える自由を含む。"と規定しており、第19条 第3項が権利の一定の制限を規定していることを念頭に置きつつ、学術研究、文化・芸術活動、報道 に関する権利と自由が不当に侵害されないよう、各加盟国の実情を考慮して国内法を整備する余地 を確保しておく必要があります。
- 1.2.3 表現の自由を守るため、表現活動の抑制を招かないようにすることが必要です。したがって、インターネット上の有害なコンテンツに関する行為の刑事罰化は、すべての加盟国が当該行為の定義について合意でき、かつ、処罰の必要性について実証的な根拠がある場合にのみ行われるべきものである。
- 1.2.4 この条約をできるだけ多くの加盟国が締結できる条約とし、国内だけでなく国際的にも議論の熟成を 待つためには、有害コンテンツに係る行為の犯罪化を将来の追加議定書に委ねることが最も有力な 選択肢の一つであると考える。

日本のステートメント② (第二回セッション時提出)

1.4.4 児童性的虐待と搾取

児童性的虐待資料の作成・配布は、描写された児童の心身の健康に悪影響を与え、児童の人権を著しく 侵害する極めて悪質な行為である。インターネットを通じて一度流布した児童性暴力資料は削除が困難で あり、今後も児童の健全な育成に重大な影響を及ぼすと思われます。子どもの人権擁護の観点から、児童 の性行為を視覚的に描写した資料の作成・配布の犯罪化を支持します。

しかしながら、未成年者と思われる人物や実在しない児童が性行為を行っている様子をリアルに表現した映像を児童性的虐待資料として扱い、これらの映像に関する犯罪を処罰することについては、既存の未成年者が直接虐待を受けることがないことや、表現の自由の重要性を考慮し、慎重に検討すべきと考えています。

※ Googl及びDeepLを用いた仮訳

国連人権高等弁務官事務所キー・メッセージ(2022/1/17)

2. 実質的な刑法規定に関する勧告

(略)

中核的なサイバー犯罪に焦点を当てること。OHCHRの見解では、将来のサイバー犯罪条約は、コンピュータ・データとシステムに固有の犯罪に焦点を当てるべきであり、既存の刑法が提供する保護の欠如のために明確な刑法規定を必要とするものである。その上で、データやシステムの完全性、機密性、可用性に対する犯罪、これらの犯罪を行うための装置の不正使用、また適切な場合にはコンピュータ詐欺や偽造など限られた数の特定のコンピュータ関連犯罪など、サイバースペースに固有の犯罪のみを犯罪化することが必要である。

さらに、サイバー犯罪に関する将来の協定は、オンライン上の表現内容に基づく犯罪(「コンテンツ犯罪」)を含むことを避けるべきである。サイバー犯罪法は、過激主義、テロリズム、公序良俗、ヘイトスピーチに関連する様々なオンラインコンテンツを犯罪化するなど、表現の自由に過度な制限を加えるために利用されてきた。将来のサイバー犯罪条約は、その規定が人権基準で保護される行為を不当に制限するために適用されたり解釈されたりしないことを明示的に保証する必要がある。

(略)

※www.DeepL.com/Translator (無料版) で翻訳しました。

EUの独立データ保護当局の見解(2022/5/18)

犯罪目的の情報通信技術の使用に対抗するための包括的な国際条約の交渉を許可する理事会決定のための勧告に関すること

5. 国際的なデータ移転と基本的権利の尊重に関する適切なセーフガードの必要性

(略)

29. この条約はEUが加盟する拘束力のある国際文書であるため、EDPSは、CJEUの判例法に従い、「国際協定によって課される義務は、EC条約の憲法上の原則を害する効果を持つことはできない」と 指摘している。したがって、条約に由来する義務がデータ保護に対する基本的権利を完全に尊重する ことを保証することが不可欠です。

(略)

3 3. したがって、本憲章第52条1項を遵守するために、EDPSは、個人データの作成及び移転を命じることができるデータのカテゴリーは、当該犯罪の種類に比例したものでなければならないと考えている。特に、以下のことが必要である。特に、データ保護とプライバシーに対する基本的権利の重大な侵害を伴うデータの交換は、重大な犯罪にのみ正当化されることが保証されるべきである。

(略)

※www.DeepL.com/Translator (無料版) で翻訳しました。

国連:犯罪目的での情報通信技術の使用に対抗するための 包括的な国際条約を作成するためのアドホック委員会



Office on Drugs and Crime

Search the site

What we do ▼

Information For ▼ About us ▼ Field Offices ▼

Ouick Links ▼

COVID-19 Response

Ad Hoc Committee to Elaborate a Comprehensive International Convention on Countering the Use of **Information and Communications Technologies for Criminal Purposes**

Meetings of the Ad Hoc Committee

Sessions

- Organizational session, New York, 10-12 May 2021
- Session on organizational matters, New York, 24 February 2022
- First session, New York, 28 February-11 March 2022
- Second session, Vienna, 30 May-10 June 2022
- Third session, New York, 29 August-9 September 2022

現在はここ! 第2回目の ヤッション中。

Intersessional consultations

- First intersessional consultation, 24 and 25 March 2022
- Second intersessional consultation, 13 and 14 June 2022

アドホック委員会について(Google翻訳)

総会は、決議74/247を通じて、すべての地域を代表する専門家によるオープンエンドの臨時政府間委員会を設立し、 犯罪目的での情報通信技術の使用に対抗するための包括的な国際条約を作成することを決定しました。犯罪目的 での情報通信技術の使用と戦うための、国、地域、および国際レベルでの既存の国際的な手段と取り組み、特にサイ バー犯罪に関する包括的な研究を実施するためのオープンエンドの政府間専門家グループの作業と成果を十分に検討 します。

総会決議74/247に従い、アドホック委員会は、2021年5月にニューヨークで3日間の組織セッションを開催し、そのさらなる活動の概要と方法について合意し、次の総会に提出しました。その検討と承認のための75回目のセッション。組織セッションは当初2020年8月に開催される予定でしたが、COVID-19のパンデミックの影響により、総会は最初に2020年8月14日の74/567、次に2021年1月15日の75/555の決定により延期することを決定しました。 2021年5月10-12日までの臨時委員会の組織セッション。

2021年5月26日、総会は「犯罪目的での情報通信技術の使用に対抗する」と題された決議75/282を採択しました。 同じ決議で、総会は、とりわけ、アドホック委員会が、ニューヨークでの最終セッションである2022年1月に開始するために、 それぞれ10日間の少なくとも6回のセッションを招集し、総会の第78回会合で条約草案を提出する。さらに、委員会は ニューヨークで第1、第3、第6の交渉セッションを、ウィーンで第2、第4、第5のセッションを開催し、<u>総会の手続き規則に</u> 導かれることを決定した。

総会の決定 76/552 に沿って、アドホック委員会は2022年2月24日に組織問題に関する1日の会議を開催し、その最初のセッションは2022年2月28日から3月11日まででした。

アドホック委員会は、2022年2月28日から3月11日まで開催された最初のセッションで、委員会のロードマップと作業モードを承認しました。

サイバー犯罪に関する新しい国連条約に関する情報が記載されたよくある質問のドキュメントは、こちらから入手できます。

アドホック委員会の役員

役職	グループと国	名前
議長	アフリカのグループ:アルジェリア	ファウジア・ボウマイザ・メバルキ氏
副議長	アフリカのグループ:エジプト	モハメド・ハムディ・エルモラ氏
副議長	アフリカのグループ:ナイジェリア	テルルム・ジョージ・マリア・ティエンデツワ氏
副議長	アジア太平洋グループ:中国	ウー・ハイウェン氏
副議長	アジア太平洋グループ:日本	山田哲也氏
副議長	東ヨーロッパグループ:エストニア	マルコ・クンナプ氏
副議長	東ヨーロッパグループ:ポーランド	ドミニカ・クロワさん
副議長	東ヨーロッパグループ:ロシア連邦	ドミトリー・ブキン氏
副議長	GRULAC: ドミニカ共和国	クラウディオ・ペゲロ・カスティージョ氏
副議長	グララック:ニカラグア	サブラ・アマリ・ムリロ・センテノ夫人
副議長	GRULAC: ブラジル	エリック・ド・ヴァル・ラセルダ・ソゴシオ氏
副議長	WEOG: オーストラリア	エミル・ストヤノフスキー氏
副議長	WEOG: ポルトガル	アントニオ・デ・アルメイダ・リベイロ氏
副議長	WEOG: アメリカ合衆国	ジェームズ・ウ ォ ルシュ氏
報告者	アジアパシフィックグループ:インドネシア	アルシ・ドゥイヌグラ・フィルダウス氏

ロシア案(第一回セッション時提出:児童ポルノ関連)

- 第15条 資料の作成と配布に関連するICT関連の犯罪 または未成年者のポルノ画像を含むオブジェクト
 - 1 各締約国は、国内法に基づいて犯罪として立証するために必要な立法およびその他の措置を採用するものとします。
 - これは、意図的かつ権利なしに行われた場合の次の行為を行います。
 - a 情報を通じて配布する目的で児童ポルノを作成するインターネットを含む通信ネットワーク。
 - b インターネットを含む情報通信ネットワークを通じて児童ポルノを提供または利用可能にする。
 - c インターネットを含む情報通信ネットワークを使用して、児童ポルノを配布、送信、公に表示、 または宣伝すること。
 - d 自分自身または他の人のためにICTを使用して児童ポルノを調達する。
 - e コンピュータシステムまたは電子デジタルデータストレージデバイスに児童ポルノを所持している。
 - 2 上記の第1項の目的のために、「児童ポルノ」という用語には、以下を視覚的に描写するポルノ素材が含まれるものとします。
 - a 性的に露骨な行為に従事する未成年者。
 - (a minor engaged in sexually explicit conduct;)
 - b 性的に露骨な行為に従事している未成年者のように見える人。
 - (a person appearing to be a minor engaged in sexually explicit conduct;)
 - c 性的に露骨な行為に従事している未成年者を表すリアルな画像。
 - (realistic images representing a minor engaged in sexually explicit conduct;) この条文の目的上、「未成年者」という用語には、18歳未満のすべての人が含まれるものとします。 ただし、当事者は16歳以上の年齢制限を要求する場合があります。

現行条約とロシア案の比較(児童ポルノ関連)

現行条約	ロシア案	変更点	概要
1項	1項	なし	犯罪化すべき行為:児童ポルノのネット上での a製造、b提供、c送信、d取得、e保有(電子的)
2項	2項	なし	児童ポルノの定義:性的にあからさまな行為を行う次のものの描写 a未成年者、b外見上未成年者、c未成年者の写実的映像
3項	※ナンバリングなし	なし	未成年者の定義: 18歳未満(16歳未満まで変更可)
4項	※記載なし	留保なし	締約国は、1d及び3並びに 2b及びc の規定の全部又は一 部を 適用しない権利を留保 することができる

日本政府のスタンス・これからの方針

- ▶サイバー犯罪は、その性質上、国境を越えて犯すことが容易である。
 我が国としても、国外からのサイ バー犯罪を抑止するためには、新条約がサイバー犯罪に対処するために有効かつ適切な内容となり 他国の能力構築に資するよう確保することが重要。
- ▶また、サイバー犯罪では、重要な証拠が海外のサーバーに保管されているケースが多々あり、これに 対処するためには国際協力が極めて重要。新条約が、賛成派のためだけのものとなる場合、国際 社会全体で統一的な協力が困難となり、犯罪者を利する結果となりかねないため、反対派で あっても支持できる内容とするよう対処することが重要(例:ブダペスト条約と整合性のとれた内 容とする等)。
- ▶さらに、新条約賛成派の一部の国は、国家によるインターネット空間の統制とその正当化のための手 段として新条約を利用することを狙っているともいわれている。我が国は自由・公正・安全なサイバー 空間を確保するため、積極的に交渉に参加し、これを阻止する必要がある。
- ▶アジアでもサイバー犯罪は深刻化しており、アジアにおけるサイバー犯罪対策において主導的な立場 にある我が国が交渉に参加し、積極的な役割を果たすことが国際社会からも期待されている。

我が国は、以上の理由から、ブダペスト条約派と連携して新条約策定交渉に積極的に 参加する必要がある。

我が国のポジションペーパー

前文

我が国は、来るべき国連におけるサイバー犯罪に関する条約の起草に当たり、包摂的で透明かつ公正なプロセスを実現することを重視しているところ、正式な起草が始まる前に新条約のためのインプットを提供できることを嬉しく思い、この機会を提供した議長のイニシアチブに感謝する。

サイバー犯罪をめぐる課題は国により様々であるものの、サイバー犯罪は常に進化し続ける犯罪であり、かつ、全加盟国にとって共通の深刻な脅威であると認識しているところ、容易に国境を越える犯罪であるサイバー犯罪に対応するためには、各加盟国が協調して対策に取り組むことが重要である。したがって、我が国としては、新たな国際条約の内容を、全加盟国にとって合意可能な普遍的なものとすることによって、世界全体でサイバー犯罪を防止し対処する能力を高め、「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を確保することを目指すべきと考えている。

この文書は、総会決議74/247によって設置されたアドホック委員会における議論を促進するため、新条約の適用範囲、目的及び構造に関する我が国の意見を述べるものである。

我が国のポジションペーパー

適用範囲

- 1. 国際的なサイバー犯罪対策を強化し、普遍的な国際枠組みを構築するために、国際社会は、 まず、**刑事犯罪、刑事手続、相互援助等の国際協力に関する基本的かつ必要不可欠な規定** を中心に、しっかりとした枠組みを構築すべきである。
- 2. 新条約において犯罪化の対象とする行為は、**飽くまでサイバー犯罪に限定すべき**である。そして、 サイバーを本質的要素とする犯罪(cyber-dependent crime)が対象犯罪の中心であるべきであって、サイバーを本質的要素としない犯罪(cyber-enabled crime)については、犯罪化の対象とする必要性が認められ、かつ、犯罪化することにつき各国から広く合意を得ることができた行為に限り、その対象とすべきである。
- 3. 新条約は、サイバー犯罪に関する議論に関連する他のフォーラムでの議論や作業を考慮しつつ、 作業の重複や阻害を避けることを目的として、**サイバー犯罪と闘うための既存の枠組みにおける** 過去及び現在の議論にしっかりと基づくべきである。
- 4. 国家間の差異にかかわらず、情報通信技術のあらゆる利用方法に一般的に適用される普遍的な国際枠組みを創設し、将来における技術の発展に対応するために、新条約の規定はテクノロジー・ニュートラルなものとすべきである。
- 5. サイバー犯罪対策は重要であるといえども、**適正手続の原則を害したり、人権に不当な制限を課したりするものであってはならない**。このような保障措置は、国際協力を成功させるための前提条件であるから、新条約には、適正手続及び人権保障について具体的な規定を設けるべきである。

我が国のポジションペーパー

目的

- 6. 新条約の第一の目的は、情報通信技術に関わるすべての保護されるべき人の安全と安心及びその利益の保護に貢献することである。これは、国境を越える様々な形態のサイバー犯罪に最も広く適用される普遍的な国際枠組みを確立し、捜査・訴追における二国間又は多国間の効果的な協力を支援することにより、世界全体のサイバー犯罪対策を強化することで達成される。
- 7. この目的を達成するために、新条約は、できるだけ多くの加盟国が遵守・実現できるような基本的かつ必要不可欠な条項を規定し、それによって既存の枠組みを強化しながら、サイバー犯罪に対する世界的な対策の水準を高めるべきである。

構造

- 8. 我が国は、以下のような基本構成を取ることが効果的と考えているが、条約の具体的な構成は、 今後の交渉の中で柔軟に検討されることを支持する。
 - 用語の定義
 - 締約国が整備すべき国内的な措置のリスト
 - ➤ 犯罪化
 - ◇ Cyber-dependent crimeに当たる行為
 - ◆ Cyber-enabled crimeに当たる行為のうち、犯罪化の対象にすべきもの
 - ▶ データの保全、開示、提出等に関する手続規定
 - > 人権保障等の保障措置
 - 犯罪人引渡し、相互援助等の国際協力
 - 最終条項

新条約をめぐる懸念点

① 児童ポルノの定義

- ▶ サイバー犯罪条約に規定する「児童ポルノ」には、およそ実在しない児童を視覚的に 描写したもの。
- ▶ 性的にあからさまな行為を行う未成年者の音声に広がることはないか。
- ▶ 性的にあからさまな行為を行う未成年者についての文章に広がることはないか。

②締約国に関する「留保」の権利

▶ 非実在児童ポルノに関する犯罪化について留保の権利がなくなるのではないか。

③ 通信の秘密 / プライバシーとの関係

- ▶ 通信の秘密が制約されることにならないか
- ▶ 国民のプライバシーが政府や捜査機関に筒抜けにならないか

新条約をめぐる懸念点

③ 通信の秘密 / プライバシーとの関係

- ▶ 大前提としてインターネット利用に制約を課す国際条約であること
- ▶ ロシアはサイバースペースの利用を国際条約で規制しようとする取り組みには、欧米 諸国や人権団体が反発している
- - → 決議案を提出したのは、ロシア、ベラルーシ、カンボジア、中国、イラン、ミャンマー、 ニカラグア、シリア、ベネズエラ
- ▶ 通信の秘密が一度破られると、様々な理由をつけられてしまい、通信の秘密や表現の自由が崩壊してしまう。「世界45か国が行っている常識は、ブロッキングである」「海外でもおこなっているのだから、日本でも……」は、いつもの常套手段。いわゆる外圧による日本変革論が起こり始める可能性も。

Appendix.

インターポール決議

インターポール決議

2021年11月



第89回総会でエンドツーエンド暗号化を懸念する決議

2022年~

決議で要請されている、E2EE*プロバイダーに法執行機関に対して関連情報を提供する法的要求ができる体制整備、法執行機関がプラットフォームでのオンラインの児童の性的虐待を防止し、対応できるようにする国内法制定等について、国内ではどう対応するのか?

※ E2EE: End-to-end encryption、エンドツーエンド暗号化

欧州委員会規則

欧州委員会規則

2022年1月

EU内務委員が児童の性的虐待の検出等義務化について言及

2022年~

EU内務委員であるイルバ・ヨハンソン氏が、独紙に、「企業が児童の性的虐待を検出、報告、排除することを義務付ける規則を今後数か月以内に提案する」と語った。

日本人及び日本企業への影響は?どう対応するのか?

※ EUの現在の規則では、児童の性的虐待犯罪を犯した疑いのあるユーザーの事例を フォローアップするかどうかは、ソーシャルメディアプラットフォームとメッセンジャーサービスに 任されている。

Equality Now

Equality Now

2021年11月

オンラインでの性的搾取・虐待についての国際基準策定を提唱

2022年~

国際社会は、以下のような法的拘束力のある基準を採用すべきである。

各国政府はOSEAに関する以下のような国内法および政策を制定し、実施すべきである。

- グローバルスタンダードが存在する場合は、それに沿ったものである こと。
- ※ Equality Nowは、ニューヨークに本部を置く国際的な女性の権利団体。
- ※ OSEA: Online sexual exploitation and abuse" オンラインでの性的搾取・虐待

各国の言論統制 (再掲)

諸外国の言論統制

ドイツ

SNS対策法(2017年6月成立、同10月発行、2018年1月運用開始) ※ ヘイトスピーチやフェイクニュース、違法コンテンツの速やかな削除を義務付ける法律

カンボジア

国家インターネット・ゲートウエー(2021年2月署名、2022年2月導入予定)

秩序や安全に悪影響を及ぼす恐れがある場合に遮断を可能とする検閲システム

インド

2021年情報技術規則 (2021年3月発表、同5月施行) ※ SNSの運営企業に法律で禁じられた情報の削除命令を出せる規則

ロシア

巨大IT企業事務所設置法(2021年7月成立) ※ 1日50万人以上が利用する企業に来年1月までに国内事務所設置を義務付け

シンガポール

外国介入対策法(2021年10月成立、2022年施行予定) ※ SNSを駆使した外国からの世論操作を防ぐ目的の法律

ベトナム

SNS規制新法案(検討中)

有力投稿者の個人情報の提供や24時間以内の問題投稿の削除等を検討中

EU

デジタルサービス法案(検討中)※ 当局からの削除等の措置命令・情報提供命令への対応義務等を検討中